

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の翌日)

目 次

◇告 示

健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録

健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

米飯提供業者の登録

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正保安林の指定の解除

第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可

土地改良区の役員の内任

土地改良区の役員の内任

◇教委告示

定例教育委員会の会議の招集

◇公 告

猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催
危険物取扱主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第四百五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

より、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療養機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
久野加寿子	米子市旗ヶ崎八五九	鳥薬二〇二	昭和四十三年五月二十四日
武良 哲雄	境港市中野町三七六	鳥薬二〇三	"
大谷 元美	米子市尾高町八八	鳥薬二〇四	"
田淵二三枝	西福原一九四	鳥薬二〇五	"
石原 洋子	東福原四三二の三	鳥薬二〇六	"
中村 晴臣	内町 鳥大宿舎二の一	鳥医三三一	"
森本 益雄	車尾七区八二四方 小別所保男方	鳥医三三二	"
高橋 和郎	東町二〇	鳥医三三三	"
石田 勝也	博勞町四丁目 四六の一	鳥医三三四	"
佐藤 勝亮	松江市殿町六一	鳥医三三五	"
小田 大	米子市旗ヶ崎六〇〇 緑荘内	鳥医三三六	"
牧原 司幸	内町三	鳥医三三七	"
青木 秀暢	上福原一七〇一	鳥医三三八	"
鈴木 謙三	一五七五	鳥医三三九	二十七日
竹中正治	陰田町	鳥医三四〇	"
三原 基之	西福原二区 一七四	鳥医三四一	"
清水 康之	祇園町一丁目 一〇七	鳥医三四二	"

矢島 義夫	"	西三柳四五六一 の二〇八一	鳥医	"	二十八日
山本 栄	倉吉市東町四四一		鳥医	"	
引田 亨	米子市花園町三三 森下たけ子方		鳥医	"	
新田 昌子	角盤町三丁目三		鳥医	"	
滝田 昌弘	旗ヶ崎三区 一〇四五の九		鳥医	"	
和田 善夫	西伯郡名和町御来屋		鳥医	"	

鳥取県告示第四百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
窪田 哲男	気高郡青谷町紙屋六一四	鳥医 一、三四八	昭和四十三年六月一日

鳥取県告示第四百六十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年六月十四日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐古 診療所	西伯郡大山町末長二四三の八	昭和四十三年五月一日
福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	十五日
竹内 医 院	気高郡気高町浜村 字西浜七八三	"

鳥取県告示第四百六十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登 録 年 月 日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
米振第 二二〇号	昭 四 三 年 五 月 三 日	有限会社江平 竹内淳仁	江 戸 平	米子市皆生一、 八八九	米子市加茂町一 丁目六
二二一	"	山陰信販株式会 社 松田郁二	会 館 わ ち ょ う	丁 目 一 一	西福原

鳥取県告示第四百六十二号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年六月十四日から施行する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県東茨城郡 栃木県那須郡 埼玉県所沢市 東京都東村山市 神奈川県高座郡 香川県綾歌郡 佐賀県唐津市 長崎県松浦市

鳥取県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市魚町二、五二九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

(三) 認可に係る遊漁規則の内容の変更

遊漁規則第二条第一項中「投網」を削る。

同規則同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第七条第三項に規定する特別遊漁料を納付した者が第一項に規定する漁具、漁法によつて遊漁しようとする場合は、遊漁料を徴収しないものとする。

同規則第三条第二項中「五月二十六日」を「六月一日」に改める。

同規則第四条の表中「五月三十六日から九月三十日まで及び十一月十一日から翌年一月三十一日まで」を「六月一日から九月二十五日まで及び十月二十一日から翌年一月三十一日まで」に改める。

同規則第七条第一項の表中「投網錨」を「たも網」に改める。
同規則第七条第三項の表中

うなぎ籠漬漁業

一、〇〇〇円

を

うなぎ籠漬漁業

一、〇〇〇円

に改める。

投網漁業

一、〇〇〇円

(四) 変更後の遊漁規則施行の日

昭和四十三年六月十四日

鳥取県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大国第二土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	吉村繁雄	西伯郡西町伯大字西四四二
"	関正敏	原八一九
"	吉畑政太郎	西二七九
"	遠藤大三郎	原八二七
"	恩田官一	八〇一
"	北尾久芳	四六四
"	遠藤己二郎	八二七
"	藤原克己	鍋倉一二三
"	杉原亀義	与一谷三五七
"	中井勇夫	法勝寺八〇八
"	石田小三郎	七二九
"	藤谷忠雄	西二二三
"	吉持昇	三八三
"	前田勇	三七五
"	吉畑尚之	四四九
"	前田富秋	二二四

"	榎原作二	原八四六
"	谷田晃	法勝寺七〇一

昭和四十三年五月十五日設立認可申請人において選任し五月十七日就任 任期は第一回通常総会まで

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大倉土地改良区

理事	美田輝夫	倉吉市津原六七九ノ一
変更前	"	六六九ノ一
変更後	"	"

宇野山土地改良区

理事	尾嶋昭男	東伯郡羽合町大字宇野七九三番地
変更前	"	七九八
変更後	"	"

上方土地改良区

理事	入江博	西伯郡大山町大字上方五六九番地の一
変更前	"	五六九番地
変更後	"	四七〇
変更前	"	四七一
変更後	"	"
山根準一	"	"

富田 隆 男	変更前	四一五〃
田中 親 愛	変更後	四一五番地の四
	変更前	四七一番地
	変更後	四二二三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年六月十四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 肇

- 一 日時 昭和四十三年六月十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 教職員人事について
2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和43年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 次 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和43年7月12日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和43年7月19日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は、除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考查

講習終了後講習に係る事項についての考查を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

昭和43年6月4日行なつた危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和43年6月14日

鳥取県知事 石 破 二 朗

初田	稔	米沢吉三郎	松田	孝二	橋本	実	松浦	正男
谷口	正雄	中村	友衛	山川	武彦	野坂	雅之	小西
田辺	博史	沢	弘美	前田	貞夫	三村敏二郎	隆嗣	米沢
川部	育久	古谷	国興	塚	宏之	山根	隆嗣	尾坂
遠藤	文子	大倉	真一	岸田	鉄男	中河	隆彦	盛正
中山	藤一	谷口	頭一	井上	寿	西根	良雄	遠藤
須崎	茂喜	山根	耕司	長谷川	宥子	安藤	勝彦	中
清水	英夫	松本	永治	平井	堅志	中谷	邦夫	大西
奥田	夏雄	谷口	泰憲	竹内	郁雄	吉沢	寿美	遠藤
山本祐三郎	田中	国本	勝	小川	武市	花井	俊輔	濱中
中島陸奥雄	芳男	石原	直道	大木戸	武敏	安丸	久成	谷浦
清水	義則	村松	正教	荒賀	博幸	安心院	久成	井上
東田	康正	景山	正一	鯉中	寿秋	吉田	稔	田中
出井	洋	岡垣	進	三好	正毅	中村	敬昭	川本
藤井	惇	鳥羽	薫	前田	巖	杉本	信樹	福田
有本	三男	村尾	英一	山崎	忠丸	入沢	康夫	松井
鳥羽	恵	岩本	正義	岡崎	輝明	中垣	寿春	中原
和田見秀治	山下	潔	三村津久美	和則	山樹	和則	米田	純一
菅原	昭彦	浜田三喜男	和西	広美	茂	幸治	三	礼

遠藤	政男	花田	義行	田子	紀久	岩本	勇	大上	幸夫
足立	孝	名越	良一	中橋	務	西村	義弘	紺本	興一
児島	藤勝	夔本	卓男	足立	仁	青田	博人	谷	晃
入江	輝文	沢口	宏	野坂	正	中村	博徳	中西	進
池口	義夫	東条	義範	木村	晴雄	安達	裕	岡	良雄
村島	涉	国岡	建夫	松本	実昭	門脇	顕	山崎	幸
足立	久一	田中	治	生駒	昭	岩佐	光正	足立	幸雄
池口	貞美	武良	友保	山城	昭	竹内	光正	清水	誠
富田	益司	渡辺	友保	松岡	一郎	矢野	亮巳	福見	絹枝
遠藤	忠幸	松岡	正弘	岡田	敏久	有池	俊	福本	克住
藤田	啓介	山口	忠夫	安部	宏	池淵	務	竹本	泰治
岡田	寿雄	小林	次	齊木	勇	津本	喜知	番原	角
山根	格朗	浜田	良	山本	勇	坂本	夫	山口	雅和
岡	弘	都田	聖司	山本	男	永井	徹	浜田	広司
伊西	久志	平田	二	武田	健	法橋	武司	下田	廣通
横川	正雄	山本	勲	知野	博	渡辺	順子	安藤	勝巳
小村	定功	赤沼	馨	三浦	一彦	吉田	光行	津田	悟
竹谷武二郎	芳照	持吉	敏行	石橋	辰雄	神庭	吉記	井田	富美子
高杉	義之	松本	辰美	西長	明義	田口	一寿	岩田	啓二
八田		安福		永井		杉村	勝		